|  |
| --- |
| 会社名 |
| 代表者役職 |
| 代表者名　様 |

**誓　約　書**

私は、貴社に採用されるにあたり、下記事項を遵守することを誓約します。

第1条（秘密保持の誓約）

私は、次に示される情報（以下、「秘密情報」という）について、貴社において厳格に管理されている重要な営業秘密であることを認識し、私自身のため、あるいは他の事業者その他の第三者（親族を含む）のために、開示、漏洩、社外持ち出し、複製、もしくは貴社業務外の目的で使用しないことを誓約します。

１　顧客の住所、氏名、連絡先に関する情報

２　貴社と顧客との取引内容、取引価格、取引履歴に関する情報

３　顧客が貴社との取引のために、貴社に提供した当該顧客に関する一切の情報

４　製品開発およびその製造・販売における企画、技術資料、製造原価等の情報

５　財務、人事等の自社内部に関する情報

６　他社との業務提携に関する情報

７　以上の他、貴社が秘密保持対象として特に指定した情報

但し、裁判所命令その他公的機関の求めに応じてやむを得ず開示する場合はこの限りではありません。

第2条（秘密の報告及び帰属）

１　秘密情報について、その創出または得喪に関わった際は、直ちに貴社に報告します。

２　秘密情報については、私がその秘密の形成、創出に関わった場合でも、貴社の業務上作成したものであることを確認し、当該秘密の帰属が貴社にあることを確認します。

３　万が一秘密保持の漏洩事故等が起こった場合は即座に貴社へ報告します。

第3条（秘密保持漏洩等の防止）

貴社就業中においては、貴社から指定または貸与された機器以外での業務を行わないこと、また秘密情報に関わる内容（直接的な表現でなくても誤解を生む又は秘密情報の内容を推測できる場合を含む）を各種SNSへの投稿を行わないこと、等によって、秘密情報の漏洩等の防止に努めます。ただし貴社の許可があった場合を除きます。

第4条（調査の同意）

秘密情報保持に関して以下の同意をいたします。

１　会社が所持品検査を行うこと

２　会社が防犯カメラを設置し、動画の閲覧、保存を行うこと

３　会社が秘密情報の管理状況等について調査を行うこと

ただし会社調査が職権濫用ではないことを説明できない場合を除きます。

第5条（貸与品）

貴社からの貸与品は業務目的範囲でのみ適切に使用し、他者（親族を含む）と共有しないことを誓約します。

第６条（顧客との取引）

在職中に私が担当した顧客とは、退職後2年間は貴社と同様のサービス・商品等で取引をいたしません。この取引には自ら行う営業活動だけではなく、顧客側から連絡があった場合も含みます。

第７条（損害賠償）

前各条項に違反した場合、法的な責めを負担するものであることを確認し、これにより貴社が被った一切の損害を賠償することを誓約いたします。ただし貸与品については適切な管理・使用をしていた場合、および経年劣化等の不可抗力である場合を除きます。

第８条（退職の取り扱い）

在職中はもちろん、貴社を退職した後においても期限の定めなく本誓約書を遵守することを誓約します。また退職する場合は貴社からの貸与品を含めて秘密情報についてはその一切を貴社へ返却します。

　　　年　　　月　　　日

|  |  |
| --- | --- |
| 住所 |  |
|  |  |
| 氏名 |  |

【記入上の留意点】

会社ごとの事業内容や対象となる従業員の職種によって内容が変わってくることがあります。

実情を鑑みて適切な内容を追加等してください。

本誓約書は入社時のものを想定していますが、退職時にも誓約書をもらうことがより安全です。

ただし競業避止や既存顧客との取引禁止は実際に制限がかかることも多いため（そういった裁判例も多い）、誓約書を締結すれば無条件に全て有効とはならないケースもありますのでご注意ください。

よって、第６条（顧客との取引）も定めとしては記載しておりますが、よほど違法性の高い悪質なものでない場合は、実際に規制できるかどうかというよりは牽制の意味合いが大きいものとなります。実際に争いになった場合は個別事情（在籍時の待遇や役職、業務や地域制など）を勘案して裁判所が有効かどうかを判断します。